

健生食輸発1226第2号
令和5年12月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(チリ産ブルーベリーのテブコナゾール、中国産にんにくの茎のプロシミドン及びし
そのアトラジン、モザンビーク産ごまの種子のチアメトキサム並びにコロンビア産コ
ーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年
12月21日付け健生食輸発1221第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、チリ産ブルーベリーのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反し
た事例があったことから、チリ産ブルーベリーのテブコナゾールに係るモニタリング検
査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は
包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通
知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記
を追加する。

また、中国産にんにくの茎のプロシミドンについて、検査命令を解除したことから、
令和5年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応
することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

さらに、モザンビーク産ごまの種子のチアメトキサムについて、検査命令の対象とし
たことから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除するとともに、中国産
しそのアトラジン及びコロンビア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸につ
いて、これまでの検査実績を踏まえ、モニタリング通知の別表第2から削除することと
したので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和5年 12月26日	チリ	ブルーベリー及びその 加工品(簡易な加工に限 る。)	残留農薬(テブコナ ゾール)	ALLEGRIA FOODS SPA

	中国	にんにくの茎及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシドン)	
--	----	--------------------------	-------------	--